



またしても「介護保険報酬費」の引き下げ必至

理事長 澤口 公孝

介護保険が始まって16年を迎えました。介護保険法の規定によって提供すべきサービス内容が定められており、全国一律のサービス確保と提供を記しています。そういう確固たるサービスの提供を保持するには、「介護職員確保」が絶対的条件となります。東北大震災以降社会全般に言えることとして、働く人口が減少しているという事です。世間に働く場を見いだせず、ハローワークに向くのと並行して娯楽遊技場への資金投入が減少しないことです。失業手当受給資格が厳しくなっているにもかかわらず、全国レベルでも手当を当てにせざ

るを得ない人や、生活保護の申請をせざるを得ない人も増えていることは現実として浮き彫りになっていきます。しかし、働く場の選択肢が多い中で職場を確保できない環境を黙認する社会もそこにはあるのではないのでしょうか。

「企業努力による人材確保」が叫ばれています。すべて企業の育成責任によるものだ。職員が将来の展望や目標を見いだせないのは管理者の責任であると言います。確かに労働の報酬である給与や手当の確保は最善の努力をしているつもりです。職員の将来への展望や目標・仕事の報酬はなんであるのか教え・知らせていく必要があるのではないのでしょうか。

社会保障審議会や介護保険制度審議会が介護の質の低

発行日
平成27年7月1日

社会福祉法人みろく会
高齢者部門
光葉園
発行責任者
澤口 公孝

編集
栗本 晃仁
小野寺 恵
鹿倉まゆみ

下を懸念して、介護職員の資質の向上を図ることと介護サービスの内容による加算制度を取っています。しかしその加算をえるためには加算事業担当者の育成に職員の研修等への派遣が必要となります。その留守を守る人員の確保ができないときは、その加算は得られないということになります。「職員を確保できない事業所は閉鎖しろ。」と声高に言っている全国組織があるやに聞いております。利用者・入居者の皆さんだけではなくそのご家族の生活を支えることも私たちの仕事であると頑張っております。現場を支える職員の数が減ってしまうえば入居者の皆さんはそれこそ「介護難民」になってしまいます。ご家族の皆様のご理解を得ながら、行政に対し

て「賃金手当だけではない」根本からの支援対策を考えて頂きたいと思えます。福祉の世界で生まれ育った私には、介護人材となる若い人たちに伝えていきたいことがあります。

「福祉に対する

- ・ミッション (使命)
 - ・パッション (情熱)
 - ・アクション (行動)
- を考えて行きますよう。」